

港長公示第1号

港則法第37号第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、  
同条第2項の規定により公示する。

平成3年6月26日

小名浜港長



小名浜港7号ふ頭先端ケーソン海上継足場における航泊の禁止について

小名浜港7号ふ頭先端ケーソン海上継足場において拡張工事が行われるため、  
下記の通り一般船舶の航泊を禁止する。

なお、昭和54年1月13日港長公示第1号による航泊禁止は平成3年7月  
24日をもって解除する。

記

1. 期間

平成3年7月25日から当分の間

2. 区域

次の各点を順次結んだ線及び7号ふ頭に囲まれた海面

イ点. 小名浜港7号ふ頭南東端

ロ点. イ点から真方位183度80メートル

ハ点. ロ点から真方位233度140メートル

ニ点. ハ点から真方位289度73メートル

